

泊発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

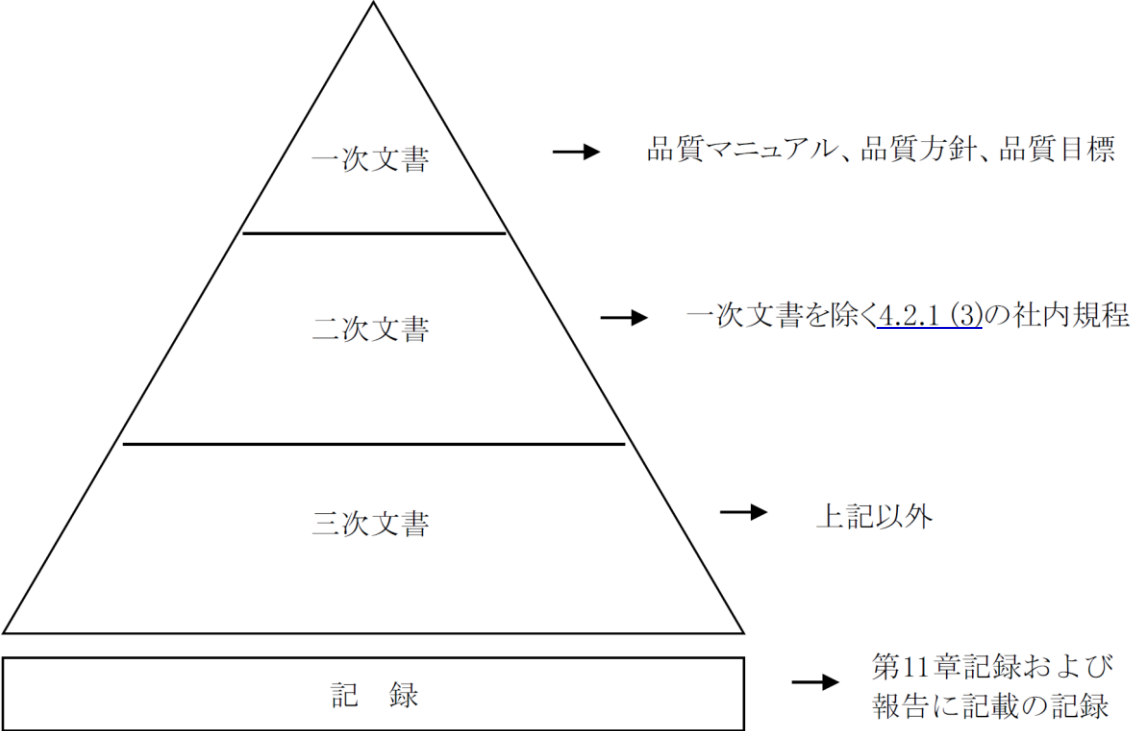
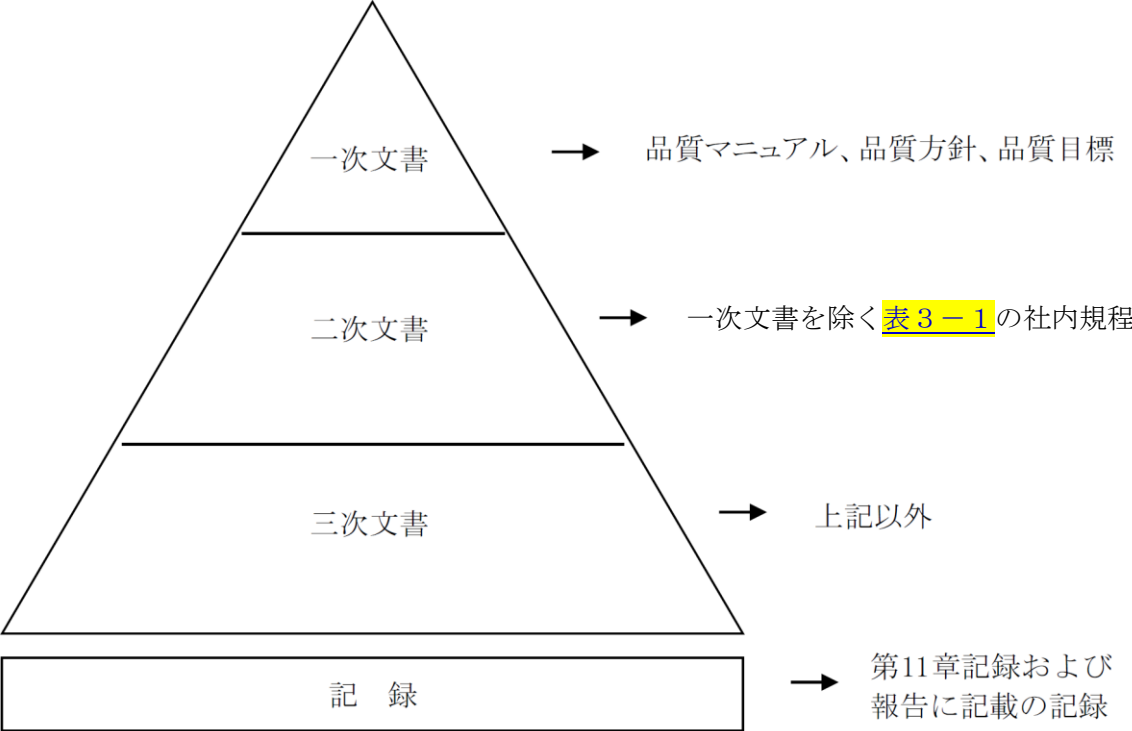
No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
1	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	3. 定義 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	3. 定義 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	記載の適正化 (法令条文名の記載誤り)	
2	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、7.4に従って当該プロセスが管理されているようにする。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	記載の適正化 (品質管理基準規則との整合をとるため)	
3	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	4.2.1 (4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。) a. 表3-1に示す社内規程のうち二次文書 b. 表3-1に示す社内規程において、作成することを定めた記録を含む文書 c. 表131-3に示す記録(4.2.4参照)	4.2.1 (4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。) (削除)	記載の適正化 (品質管理基準規則との整合をとるため)	
4	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	5.4.1 品質目標 a. 実施項目	5.4.1 品質目標 a. 実施事項	記載の適正化 (品質管理基準規則との整合をとるため)	
5	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (2) e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。	6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (2) e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)	記載の適正化 (当保安規定内での表現の統一)	
6	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	7.4.1 調達プロセス (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	7.4.1 調達プロセス (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。	記載の適正化 (当保安規定内での表現の統一)	
7	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	8.5.2 是正処置等 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	8.5.2 是正処置等 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	記載の適正化 (当保安規定内での表現の統一)	
8	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	8.5.2 是正処置等 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	8.5.2 是正処置等 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	記載の適正化 (品質管理基準規則との整合をとるため)	
9	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	表3-1 社内規程一覧 1次文書「原子力品質保証計画書」の保安規定対照条文 第2条、第2条の2、第4条、第6条…	表3-1 社内規程一覧 1次文書「原子力品質保証計画書」の保安規定対照条文 第2条、第2条の2、第4条～第6条…	記載の適正化	
10	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	表3-1 「泊発電所化学管理要領」の保安規定対照条文 第18条、第27条…	表3-1 「泊発電所化学管理要領」の保安規定対照条文 第12条の2、 第18条、第27条…	原子力規制における検査制度の見直し(運転管理業務を包括的に規程した条の追加)の反映	
11	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	表3-1 「泊発電所燃料管理要領」の保安規定対照条文 第19条～第26条、…	表3-1 「泊発電所燃料管理要領」の保安規定対照条文 第12条の2、 第19条～第26条、…	原子力規制における検査制度の見直し(運転管理業務を包括的に規程した条の追加)の反映	

泊発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由	備考
12	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	表3-1 社内規程一覧 「泊発電所保修要領」の保安規定対照条文 第11条の2 第16条…	表3-1 社内規程一覧 「泊発電所保修要領」の保安規定対照条文 第11条の2、 <b>第12条の2</b> 、 第16条…	原子力規制における 検査制度の見直し (運転管理業務を包括的に規程した条の追加)の反映	
13	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図 (二次文書) → 一次文書を除く <b>4.2.1(3)</b> の社内規程	図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図 (二次文書) → 一次文書を除く <b>表3-1</b> の社内規程	4.2.1の記載見直しに伴う表現の適正化 (本リストNo.3の補正に伴う変更)	変更前後表を追加(別紙参照)
14	第118条 (施設管理)	1 施設管理の実施方針および施設管理目標 (3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	1 施設管理の実施方針および施設管理目標 (3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、 <b>施設管理</b> の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	記載の適正化 (用語の統一)	
15	第118条 (施設管理)	3 保全対象範囲の策定 (1) <b>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)</b> (以下、「重要度分類指針」という。)において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備	3 保全対象範囲の策定 (1) <b>重要度分類指針</b> において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備	記載の適正化 (第3条で読み替え済みのため削除)	
16	第118条の2 (設計管理)	2 (4) <b>設計・開発</b> に不可欠なその他の要求事項	2 (4) <b>設計</b> に不可欠なその他の要求事項	記載の適正化 (第3条で読み替え済みのため削除)	
17	第118条の4 (使用前事業者検査)	4 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる工事を実施した組織とは別の組織の者	4 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる <b>設置または変更</b> の工事を実施した組織とは別の組織の者	記載の適正化 (用語の統一)	
18	第118条の4 (使用前事業者検査)	5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会 <b>程度</b> を定めそれを実施する。	5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会 <b>頻度</b> を定めそれを実施する。	記載の適正化 (用語の統一)	
19	第118条の5 (定期事業者検査)	3 (2) ※1 b. 試運転その他機能および作動の状況を確認するために十分な方法。	3 (2) ※1 b. 試運転その他 <b>の</b> 機能および作動の状況を確認するために十分な方法。	記載の適正化	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (38/38)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  <p>The diagram shows a pyramid with three levels and a base. The top level is labeled '一次文書' (Primary Documents) and points to '品質マニュアル、品質方針、品質目標' (Quality Manual, Quality Policy, Quality Objectives). The middle level is '二次文書' (Secondary Documents) and points to '一次文書を除く4.2.1 (3)の社内規程' (Internal procedures excluding 4.2.1 (3) primary documents). The bottom level is '三次文書' (Tertiary Documents) and points to '上記以外' (Other than the above). Below the pyramid is a box labeled '記録' (Records) pointing to '第11章記録および報告に記載の記録' (Records recorded in Chapter 11 records and reports).</p>	<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  <p>The diagram is identical to the 'Before Change' version, but the secondary documents level now points to '一次文書を除く表3-1の社内規程' (Internal procedures excluding Table 3-1 primary documents).</p>	<p>・4.2.1の記載見直しに伴う表現の適正化</p>